

2階建ての木造一戸建て住宅(軸組構法)等の
確認申請・審査マニュアル

ダイジェスト版



2022年改正(2025年施行)対応版

編集協力 国土交通省住宅局建築指導課
参事官(建築企画担当)付発行 一般財団法人 日本建築防災協会
一般財団法人 建築行政情報センター

はじめに

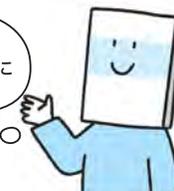
資料3-2

令和4(2022)年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)」に基づき、**建築確認対象の見直し**や、**審査省略制度(いわゆる「四号特例」)**が縮小されます。また、原則として、全ての建築物に対して、**省エネ基準への適合が義務**付けられます。

今般の改正により、建築主・設計者の皆様が行う建築確認の申請手続き等も変更されます。

※「審査省略制度(いわゆる「四号特例」)」とは
木造住宅等の小規模建築物(旧法第6条第1項第4号に該当する建築物)の建築確認(確認申請)において、建築士が設計を行う場合には、構造関係規定等の審査が省略される制度です。

これらに係る改正は
令和7(2025)年4月1日に
施行されます。



木造一戸建て住宅を建築する際に何が変わる?

旧4号建築物から新2号建築物(2階建て以上または延べ面積200㎡超)に移行する木造一戸建て住宅等の小規模建築物については、以下の見直しが行われます。

見直しのポイント

- 1 全ての地域で、確認申請が必要になります。
※従来は、都市計画区域等の区域外では確認申請が不要でした。
- 2 確認申請の際に、構造関係規定等の図書の提出が必要になります。
※旧4号建築物から新2号建築物に移行する建築物のうち、仕様規定(壁量基準等。以下同じ。)の範囲で、構造安全性を確認する計画については、必要事項を仕様表等に記載することで、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、及び軸組図の添付を省略する等、合理化がなされる予定です。
※省エネ基準への適合義務化に伴い、事前に省エネ適判を受ける必要があります。(仕様基準(住宅用途のみ。以下同じ。))を用いることで省略できる場合もあります。)
- 3 壁量計算や柱の小径等に関する基準が改正されます。
- 4 完了検査の際に、構造関係規定等に関して検査の対象になります。



本書の構成

本書は、建築基準法に関連する「改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認申請・審査マニュアル」（以下、「詳細版」という。）の概要と、建築物省エネ法に関連する「設計・監理資料集」の一部を抜粋した内容等を掲載しています。

本書は、新築（改正法施行以降に着工）、木造軸組構法、仕様規定のみで構造安全性の確認及び仕様基準で省エネ適合の確認を行うものを対象としています。



本書の構成

① 第1章 建築基準法改正の概要

旧4号建築物→新2号建築物になることに伴う、確認申請の変更点等を解説

② 第2章 確認申請図書の作成例

2階建て木造一戸建て住宅の参考例をもとに、確認申請に必要な図書や明示すべき事項等を解説

③ 第3章 構造関係規定の解説

改正法施行後、特に影響の大きい構造関係規定について、壁量計算等の概要や確認方法を解説

④ 第4章 軽微な変更、完了検査/中間検査について

軽微な変更の取扱いや検査時に苦慮することが想定される事項について解説

⑤ 住宅省エネ基準の解説

適合が義務付けられる省エネ基準の仕様基準について解説

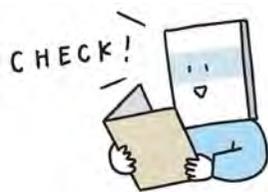
⑥ 確認申請図書の作成例（省エネ仕様基準）

第2章と同様に、確認申請に必要な図書の作成例を紹介
※作成例は設計・監理資料集（一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター）を抜粋した内容

詳細版の構成

○第5章 判断が難しい事例等の解説

Q&A形式で、判断が難しい事例等を掲載



法改正に関する最新情報はこちらです

今般の法改正に関係する法令等に関する最新情報は国土交通省のホームページをご確認ください。

脱炭素 建築 改正 検索



改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の 確認申請・審査マニュアル ダイジェスト版

2022年改正（2025年施行）対応版

2023年11月 第1版発行

2024年9月 第2版発行

2024年11月 第3版発行

編集協力 国土交通省住宅局建築指導課

参事官（建築企画担当）付

発行 一般財団法人 日本建築防災協会

一般財団法人 建築行政情報センター

壁量基準等の改正の概要

詳細版 P-81

省エネ化等による建築物の重量化等に対応するため、壁量や柱の小径の基準が改正されます。2階建て、階高3.5m以下の木造軸組構法の住宅における改正概要や支援ツールを紹介します。

(1)壁量基準の改正

① 仕様の実態に応じて必要壁量を算定します

建築物の荷重の実態に応じて、算定式により地震力に対する必要壁量を算定します。太陽光発電設備等を設置する場合は、その荷重を考慮します。

※「軽い屋根」「重い屋根」といわれる区分に応じた必要壁量の算定は廃止

② 地震力に対する床面積あたりの必要壁量を算定する2つの支援ツールを活用できます

方法	概要
A 早見表	住宅の仕様等に対応した早見表の中から、計画している住宅の条件に適合する早見表を選択し、その表から床面積あたりの必要壁量を選択します。
B 表計算ツール	表計算プログラム上で、A 早見表よりも詳細な情報を、入力または選択することで、床面積あたりの必要壁量が自動計算されます。A 早見表よりも精緻な算定が可能です。

③ 準耐力壁等を存在壁量に算入することができます

準耐力壁等(耐力壁としての仕様を満たしていないが、一定の耐力を期待できる壁)を存在壁量に算入することができます。

(2)柱の小径の基準の改正

① 仕様の実態に応じて柱の小径を算定します

壁量基準と同様に、建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、柱の小径の最小寸法や柱の負担可能な床面積を算定します。

② 柱の小径を算定する2つの支援ツールを活用できます

方法	概要
A 早見表	住宅の仕様等に対応した早見表の中から、計画している住宅の条件に適合する早見表を選択し、その表から柱の小径を選択します。
B 表計算ツール	表計算プログラム上で、A 早見表よりも詳細な情報を、入力または選択することで、柱の小径の最小寸法が自動計算されます。A 早見表よりも精緻な算定が可能です。また、柱の小径に応じて柱の負担可能な床面積についても、自動計算が可能です。

構造の安全性を確認する5つのステップ

詳細版 P-78

ステップ1 壁量の確保(壁量基準)

5つのステップで、構造の安全性を確認します。

ステップ2 壁配置のバランス(四分割法)

ステップ3 柱頭・柱脚の接合方法

ステップ4 柱の小径等

ステップ5 その他のチェック

- (1) 基礎の仕様
- (2) 屋根ふき材等の緊結
- (3) 土台と基礎の緊結
- (4) 横架材の欠込み
- (5) 筋かいの仕様
- (6) 火打材等の設置
- (7) 部材の品質と耐久性の確認
- (8) 指定建築材料のJIS・JAS等への適合



ステップ1 壁量の確保(壁量基準)

詳細版 P-82



建築基準法で定められている地震力及び風圧力に対する必要な壁の量(必要壁量)を、計画している耐力壁・準耐力壁等の量(存在壁量)が上回っていることを、階ごと、方向ごとに確認します。

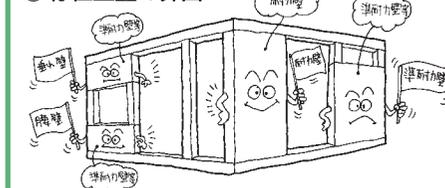
① 必要壁量の算出

地震力
に対する
必要壁量

風圧力
に対する
必要壁量

③判定
≧

② 存在壁量の算出



ステップ1 壁量の確保(壁量基準)

詳細版 P-82

(1)必要壁量の算出(改正部分の紹介)

地震力に対する床面積あたりの必要壁量の求め方のうち、方法A(早見表)と方法B(表計算ツール)について紹介します。

早見表と表計算ツールは、以下のURLまたはQRコードから入手できます。
<https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>



方法 A 早見表

住宅の仕様等に対応した早見表の中から、計画している住宅の条件に適合する早見表を選択し、その表の中から床面積あたりの必要壁量を選択します。

- 手順 1：早見表の中から、計画している住宅の条件に適合する早見表を選択します
- ・太陽光発電設備等の有無
 - ・1・2階の階高
 - ・床面積比(1階の床面積に対する2階の床面積の比)

計算No.
32
ver1.0

1. 基本情報

項目	値	入力の特長等
2階階高	2.9 m以下	2階梁・桁上端～2階床梁上端までの距離
1階階高	3.0 m以下	1階土台上端～2階床梁上端までの距離
標準せん断力係数C ₀	0.2	軟弱地盤であるとして行政が0.3と指定している場合は下記の床面積に乘じる値を1.5倍すること(不明な場合は特定行政庁に確認)
太陽光発電設備等	なし	全面敷設 床面積当たりの荷重260(N/m ²)を想定
床面積比	60/100以上 80/100未満	2階の床面積/1階の床面積(小屋裏面積を含む)
柱の仕様	すざ、舞等級材	2階の床面積(平成12年建設省告示第1452号第5号)を前提として算定。

2. 単位面積当たりの必要壁量L_w(単位 cm/m²)と柱の小径d_c(mm)の早見表

屋根と外壁の仕様	外壁の仕様	単位面積当たりの必要壁量L _w (単位 cm/m ²)				柱の小径d _c (mm)の早見表				
		2階建て		1階建て		2階建て		1階建て		
		1階	2階	1階	2階	1階	2階	1階	2階	
瓦屋根(ふき土)	土塗り壁等	23	45	31	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦屋根(ふき土)	モルタル等	22	44	30	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦屋根(ふき土)	サイディング	20	39	27	1/32	90	1/27	105	1/31	90
瓦屋根(ふき土)	金属板張	20	37	26	1/32	90	1/27	105	1/31	90
瓦屋根(ふき土)	下見板張	19	35	25	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	土塗り壁等	20	42	27	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	モルタル等	19	41	26	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	サイディング	17	36	23	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	金属板張	17	34	23	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	下見板張	16	32	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板おき	土塗り壁等	16	39	23	1/32	90	1/24	120	1/31	90
金属板おき	モルタル等	16	37	22	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板おき	サイディング	14	32	19	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板おき	金属板張	13	31	18	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板おき	下見板張	12	28	17	1/32	90	1/27	105	1/31	90

- 手順 2：計画している住宅の仕様に該当するものを選択します
- ・屋根：瓦屋根、スレート屋根、金属板おき
 - ・外壁：土塗り壁等、モルタル等、サイディング、金属板張、下見板張

手順 3：住宅の階数に応じて床面積あたりの必要壁量を選択します。

ステップ1 壁量の確保(壁量基準)

詳細版 P-84

方法 B 表計算ツール

表計算ツール上で必要な情報を入力または選択すると、床面積あたりの必要壁量が自動計算されます。

ver1.0

作成日	物件名	登録番号	氏名
設計者	登録番号	知事登録第	
建築士事務所名	事務所	登録番号	

※使い方：■の枠に必要な事項を入力するとオレンジの枠に結果が出力されます。
 1. 単位面積当たりの必要壁量L_w(単位 cm/m²) (令第46条第4項、昭56建告第1100号第三)

項目	入力欄	入力の注意点等
2階階高h ₂ (m)	2,900	小屋梁・桁上端～2階床梁上端までの距離
1階階高h ₁ (m)	3,000	2階床梁上端～1階土台上端までの距離
標準せん断力係数C ₀	0,2	軟弱地盤の指定がある場合は0,3(不明な場合は特定行政庁に確認)
2階床面積(m ²)	53,000	小屋裏面積を含める。
1階床面積(m ²)	69,000	小屋裏面積を含める。
屋根の仕様	瓦屋根(ふき土)	プルダウン選択
外壁の仕様	サイディング	プルダウン選択
太陽光発電設備等(N/m ²)	なし(0)	太陽光発電設備等の質量を任意入力したい場合は「あり(任意入力)」をプルダウン選択し、右欄(■)にその質量を入力する。 <small>下記への入力は不要です。</small> 設備等の質量(kg)
天井断熱材(N/m ²)	任意入力	断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をプルダウン選択し、右欄(■)に値を入力する。 密度(kg/m ³) 厚さ(mm) 16 200
外壁断熱材(N/m ²)	任意入力	断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をプルダウン選択し、右欄(■)に値を入力する。異なる断熱材を重ねて使用する場合は2段に分けて記載する。 密度(kg/m ³) 厚さ(mm) 16 105

入力欄に必要な事項を入力または選択します

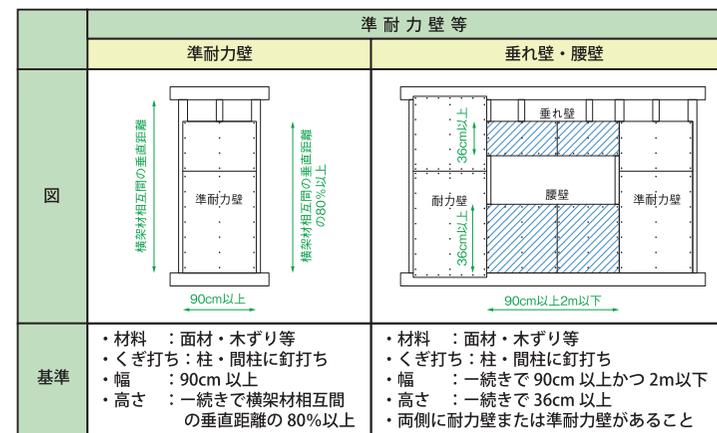
※1：固定荷重・積載荷重の根拠は
 ※2：屋根面積に対しての均し荷重として算定される。

出力結果	単位面積当たりの必要壁量(方法B)	1階	2階
要		37	25

床面積当たりの必要壁量が表示されます

(2)存在壁量の算出(改正部分の紹介)

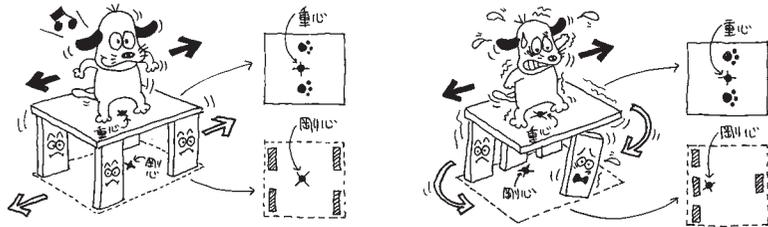
存在壁量に、準耐力壁等を算入することができます。準耐力壁等とは、耐力壁としての仕様を満たしていないが、一定の耐力を期待できる壁をいいます(告示で規定)。



※本書では、準耐力壁等の壁量が少なく、準耐力壁等の壁倍率が小さい、一般的な住宅を対象に解説します。

ステップ2 壁配置のバランス(四分割法)

詳細版 P-96



四分割法によって、耐力壁*の配置のバランスを確認します。

※準耐力壁等は算入しません。

四分割法の流れ

① 側端部分の必要壁量の算出
各階・各方向の側端部分について、地震力に対する必要壁量を算出

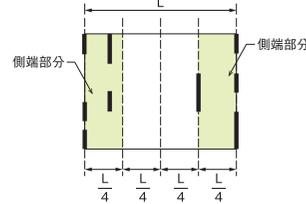
② 側端部分の存在壁量の算出

③ 壁量充足率と壁率比の算出

④ バランスの判定
A 各階・各方向の壁量充足率 > 1.0
B 各階・各方向の壁率比 ≥ 0.5
ABどちらか満たせばOK

●側端部分とは？

・建築物の平面を1/4ごとに区切った両端



●壁量充足率とは？

・側端部分の存在壁量が必要壁量に対してどの程度足りているか

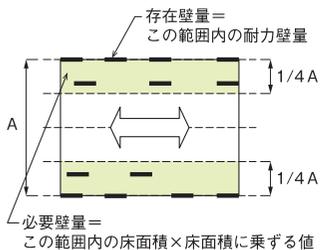
$$\text{壁量充足率} = \frac{\text{存在壁量}}{\text{必要壁量}}$$

●壁率比とは？

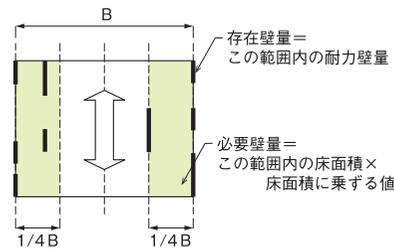
・壁量がどの程度偏っているか

$$\text{壁率比} = \frac{\text{壁量充足率の小さい側}}{\text{壁量充足率の大きい側}}$$

X方向のバランスの検討



Y方向のバランスの検討



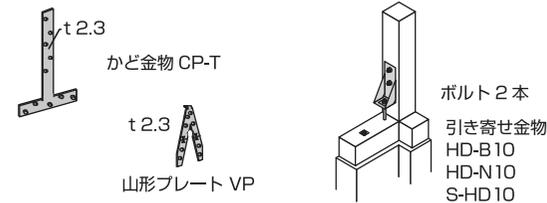
ステップ3 柱頭・柱脚の接合方法

詳細版 P-100

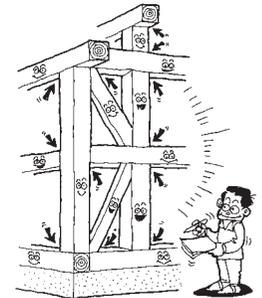
耐力壁*が取り付けられている柱の柱頭・柱脚は、発生する応力に耐えられる接合方法とします。
柱頭・柱脚の接合方法の選択には、2つの方法があります。

※準耐力壁等は原則として倍率を0とします。
ただし、1.5倍を超える場合は、その倍率を用います。

- ・ N値計算法
- ・ 告示(平12建告 第1460号第2号)の仕様



接合方法の例



N値計算法の流れ

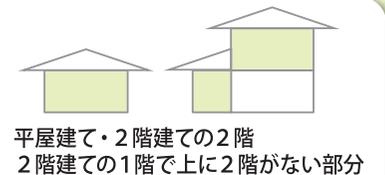
① 壁倍率の差 A の算出
検討する柱の両側に取り付く耐力壁の倍率の差 A を求めます

② 補正値の決定(筋かいの場合)
筋かいの場合、補正表により①の値を補正します

③ 係数 B、L の決定
柱が出隅かどうかを確認し、係数 B、L を決定します

④ N 値の算出
①～③を計算式に当てはめて N 値を算出します
一つの柱について X・Y 両方向の N 値を求め、大きい方を選択します

⑤ 柱頭・柱脚の接合金物の選択
④で求めた N 値以上の許容耐力を持つ接合金物等を平12建告第1460号から選択します



平屋建て・2階建ての2階
2階建ての1階で上に2階がない部分

$$N = (A_1 \times B_1) \times H_1 / 2.7 - L$$

N : N値
A₁ : 検討する柱の両側の壁倍率の差 (筋かいの場合は補正した数値)
B₁ : 出隅の場合0.8、その他の場合0.5
L : 出隅の場合0.4、その他の場合0.6
H₁ : 当該階の横架材の上端の相互間の垂直距離
ただし、3.2m以下の場合は2.7とする



2階建ての1階で上に2階がある部分

$$N = (A_1 \times B_1) \times H_1 / 2.7 + (A_2 \times B_2) \times H_2 / 2.7 - L$$

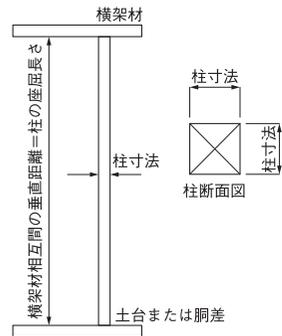
N・A₁・B₁は上記と同じ
A₂ : 検討する柱に連続する2階の柱の両側の壁倍率の差 (筋かいの場合は補正した数値)
B₂ : 2階が出隅の場合0.8、その他の場合0.5
L : 出隅の場合1.0、その他の場合1.6
H₁ : 当該階の横架材の上端の相互間の垂直距離
ただし、3.2m以下の場合は2.7とする
H₂ : 当該階に連続する壁における2階の横架材の上端の相互間の垂直距離
ただし、3.2m以下の場合は2.7とする

ステップ4 柱の小径等

詳細版 P-108

(1) 柱の小径

柱の小径が、横架材相互間の垂直距離に応じて、算定式による割合以上であることを確認します。方法A(早見表)と方法B(表計算ツール)を紹介します。



方法 A 早見表

P23で選択した早見表から、横架材相互間の垂直距離に対する柱の小径の割合を選択します。

方法 B 表計算ツール

P24の表計算ツールの入力欄に必要事項を入力または選択すると、柱の小径の最小寸法が自動計算されます。

階	出力結果	
	d_e/l *3	柱の小径 d_e *4 (mm以上)
2階	1/34	82
1階	1/27.1	106

柱の小径の必要最小寸法が表示されます

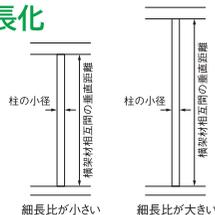
*3: 柱の必要小径 d_e / 横架材間距離 /

*4: すぎ、無等級材(平成12年建設省告示第1452号第5号)を前提として算定。

また、柱の小径に応じて柱の負担可能な床面積についても、自動計算が可能です。

(2) 柱の有効細長化

部材の細長さを表わす比率を細長比といいます。



各階の柱の有効細長比が150以下であることを確認し、設計図書に明示します。

$$\text{有効細長比} = \sqrt{12} \times \frac{\text{横架材間距離の垂直距離}^*}{\text{柱の小径}} \leq 150$$

*各階の最大値

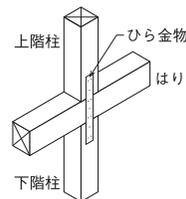
(3) 柱の欠き取り

やむを得ず柱の断面積の1/3以上を欠き取る場合には、金物等により補強を行います。

(4) 通し柱

2階建ての隅柱または陽柱に準ずる柱は、通し柱とします。

ただし、管柱でも、金物により適切に補強した場合には、通し柱とする必要はありません。



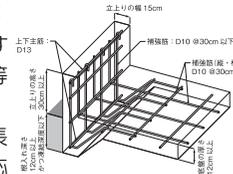
ステップ5 その他のチェック

詳細版 P-115

(1) 基礎の仕様

基礎・地盤に関する情報を設計図書等に明示します。

地耐力(地盤の長期許容応力度)に応じた基礎構造を選択します。

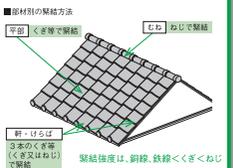


基礎の仕様規定を守ります。

(2) 屋根ふき材等の緊結

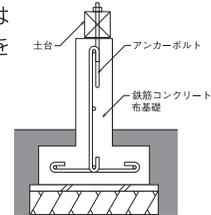
屋根ふき材や外装材等は、風や地震などの震動によって脱落しないように緊結します。

緊結方法を設計図書に明示します。



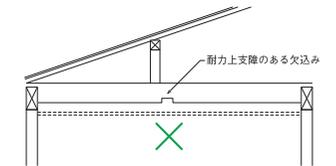
(3) 土台と基礎の緊結

1階の柱の下部には土台を設置し、土台を基礎に緊結します。



(4) 横架材の欠込み

はりやけたの中央部付近の下側には、耐力上支障のある欠込みをしてはいけません。

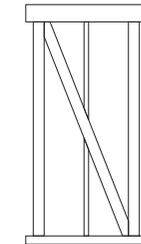


(5) 筋かいの仕様

筋かいの最小断面寸法を守ります。

筋かいの種類に応じた端部の接合方法とします。

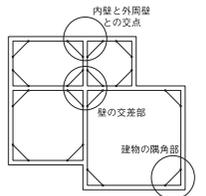
原則として筋かいに欠込みをしてはいけません。



(6) 火打材等の設置

床面や小屋ばり面に、火打ちや構造用合板等を設置します。

小屋組には横倒れを防止するために小屋筋かい、雲筋かいなどの振れ止めを設置します。



(7) 部材の品質と耐久性の確認

構造耐力上主要な部分である壁・柱などの材料や木材の品質を確認します。

外壁の下地、柱等の防腐・防蟻措置の基準を守ります。



(8) 指定建築材料のJIS・JAS等への適合

指定建築材料*がJIS・JAS等に適合していることを確認し、設計図書に明示します。



*木造住宅では、基礎に用いる鉄筋、コンクリート等が該当します。

軽微な変更 (仕様規定に係る変更について)

詳細版 P-146

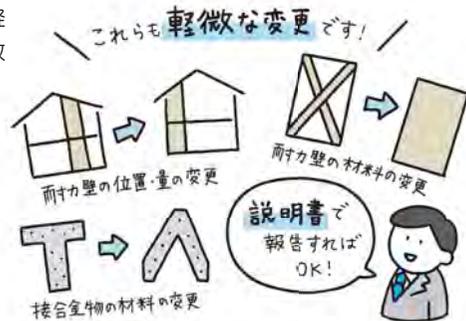
仕様規定のみで法適合を確認できる変更等については軽微な変更として扱われ、計画変更手続きは不要になります。

完了検査または中間検査の際に、その内容を説明書で報告する必要があります。



「耐力壁の位置・量等の変更(仕様規定)」の例

壁量基準の範囲で壁量が減少、壁倍率が小さくなる場合でも、変更の前後ともに仕様規定のみで法適合を確認できる場合、軽微な変更(規則第3条の2第1項第10号(改正後))に該当します。



- ① 耐力壁の位置・量の変更
増減、通りをまったく移動などを含む
- ② 耐力壁の材料の変更
鉄筋筋かい⇔構造用合板(大壁)
- ③ 接合金物の材料の変更
C-P-T⇔山型プレート、
Zマーク金物⇔Z同等認定品
- ④ 柱、はりの断面寸法、位置の変更
柱の小径105⇔120 等

※上記の事例に類するもの、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなのは、軽微な変更として扱うことができます。

中間検査

詳細版 P-160

特定行政庁が中間検査の対象として、対象建築物、特定工程及び特定工程後の工程を指定している場合には、中間検査を受ける必要があります。各特定行政庁に確認してください。



	特定行政庁の指定(例)
対象建築物	床面積50㎡以上の木造住宅(戸建て・共同・長屋を問わない)
特定工程 (検査が必要な工事の工程)	屋根の小屋根の工事
特定工程後の工程 (中間検査に合格しなければ着手できない工事の工程)	壁の外装工事または内装工事

完了検査

詳細版 P-152

旧4号建築物から新2号建築物に移行する木造一戸建て住宅等の小規模建築物については、完了検査において、全ての建築基準関係規定への適合性を検査することになります。また、検査済証の交付を受けた後でなければ、建物が使用できません。



① 完了検査の申請

完了検査の申請時に提出する書類のうち、工事監理の状況を記載する「完了検査申請書第四面」については、マニュアルの詳細版P.155~157で木造建築物の記載例を紹介しています。

工事監理の状況	(確認)				確認結果 (内容に 適合する 場合は「○」 しない場合は 「×」を記入)
	確認内容	検査方法	検査結果	検査方法	
特定天井に用いた材料(種別)	目的 内容	目的 内容	目的 内容	目的 内容	
屋架の内部の仕上り用いる建築材料の種類及び品質	目的 内容	目的 内容	目的 内容	目的 内容	
天井及び壁の内部に使用する部材の種類及び品質	目的 内容	目的 内容	目的 内容	目的 内容	

② 完了検査の実施

完了検査は、建築基準関係規定(省エネ基準を含む)に適合することについて、①確認に要した図書と照らして、各種の検査結果報告書や工事写真等の確認を行う書類検査、②実際に現場で確認を行う現場検査、により実施します。

構造関係規定については、完了検査の段階では、ほとんど現地検査によって確認することができないため、書類・工事写真等による検査や、設計者や工事監理者などへのヒアリング等により確認することになります。



Column 困った!こんな時、どうする?

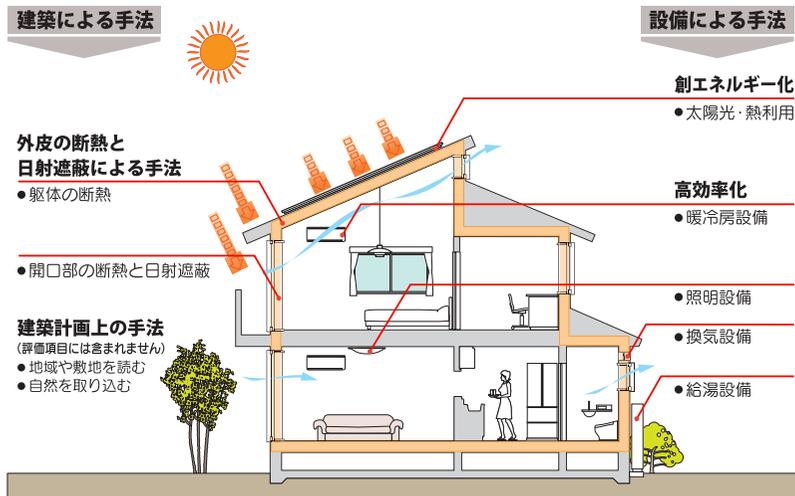
判断が難しい事例等については、詳細版 第5章にQ&Aで掲載しています。

省エネルギー基準について

住宅の省エネルギー基準は、「外皮性能」と「一次エネルギー消費量」の2つの性能基準を規定しています。主に、外皮性能基準は「建築による手法」の技術により、一次エネルギー消費量基準は「設備（暖冷房・換気・照明・給湯・太陽光などのエネルギー利用効率化設備）による手法」によって、達成すべき水準を定めています。

また、それぞれの基準には、「性能基準」と「仕様基準」があります。本書で例示しているように外皮及び設備について「仕様基準」に従った設計をする場合は、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下、「省エネ適判」という。）が不要ですが、「性能基準」で設計した場合は省エネ適判が必要となります。

- 外皮性能基準：住宅の窓や外壁などの外皮の断熱性能を評価する基準
- 一次エネルギー消費量基準：設備機器の一次エネルギー消費量を評価する基準



仕様基準について

戸建住宅において仕様基準を活用した場合の省エネ基準への適合を確認する流れを紹介いたします。
※省エネ基準相当の性能に対応する仕様基準は、平成28年度国土交通省告示第266号に規定されています。

ステップ1 断熱構造とする部位の把握

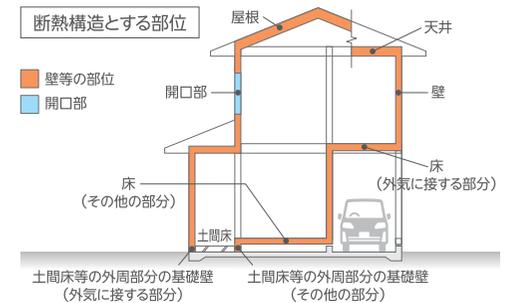
断熱及び日射遮蔽の措置を講じた断熱構造部を把握しましょう。断熱構造部は、屋根・天井・壁・床・開口部などの部位になります。これらの部位について一定の性能以上の断熱仕様にする必要があります。

ステップ2 各部位の断熱性能を確認する

断熱性能の基準は各地域区分ごとに定められています。まず、設計する住宅がどの地域区分に該当するか確認してください。

「仕様基準ガイドブック」には、断熱構造部それぞれについて、基準となる性能及びその仕様例が示されています。ガイドブック等を参考に、各メーカーまたは断熱建材協会等のホームページで確認できます。

※ガイドブックでは、断熱材の熱抵抗値Rの基準を活用しています。これ以外に一般部位の熱貫流率Uを活用する基準もあります。



ステップ3 設備機器の性能を確認する

地域区分に応じて、暖房・冷房・換気・給湯・照明の設備機器に関する効率等の基準があります。ガイドブックでは仕様基準で選択可能な設備の仕様が示されています。また、各メーカーのホームページ等により設備機器の性能値を確認してください。

詳細については、「仕様基準ガイドブック」を確認してください。

「仕様基準ガイドブック」は、国土交通省のホームページ（オンライン講座資料ライブラリー）からダウンロードできます。なお、仕様基準ガイドブックは、省エネ基準編と、これよりも性能の高い誘導基準編があります。

仕様基準ガイドブック

チェックリスト



オンライン講座資料ライブラリー

オンライン講座資料ライブラリー：<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html>

(1)仕様表

外皮(開口部を除く)の性能仕様表の作成例

【熱抵抗値R】で適用する場合

項目	小項目	断熱材の仕様	熱抵抗値R (mK/W)	施工方法	
断熱仕様 (R値基準)	屋根	該当なし	該当なし		
	天井	GW HG16-38厚200mm	5.3	天井上敷き込み	
	外壁	GW HG16-38厚105mm	2.8	充填断熱	
	床	外気に接する	XPS3種aA厚95mm	3.4	根太間断熱 (1Fポーチ上)
		上記以外	XPS3種aA厚65mm	2.4	根太間断熱
	土間床等の基礎壁	外気に接する	XPS3種aA厚50mm	1.8	内断熱 (UB下部)
		上記以外	XPS3種aA厚50mm	1.8	玄関土間床は断熱無し

外壁・天井・床等の仕様基準の対象部位の記載

以下を必ず記載
・断熱材の施工方法 (充填断熱、付加断熱等)
・断熱材の仕様 (種類・厚み)
・各部位の熱抵抗値 R

【熱貫流率U】で適用する場合

※仕様基準の対象(屋根、天井、外皮等)となる全ての部位の熱貫流率 U_i の計算が必要です。

計算シートは、(一社)住宅性能評価・表示協会等のコンテンツをご使用ください。

部位U値計算シート(部位)の熱貫流率【木造用】

簡略計算法(面積比率法)による部位熱貫流率-1

仕様番号	部分名		一般部	熱橋部
	熱橋面積比		0.830	0.170
外壁1	熱伝導率 λ W/(m・K)	厚さ d m	d/λ m ² ・K/W	
熱伝達抵抗 R _{si}	-	-	0.110	0.110
柱・間柱	0.120	0.105		0.875
ガラスウールHG16-36	0.036	0.105	2.917	
構造用合板	0.160	0.012	0.075	0.075
熱伝達抵抗 R _{se}	-	-	0.110	0.110
熱貫流抵抗 $\Sigma R = \Sigma (d_i/\lambda_i)$			3.212	1.170
熱貫流率 $U_n = 1/\Sigma R$			0.311	0.855
平均熱貫流率 $U_i = \Sigma (a_n \cdot U_n)$			0.404	

外壁・天井・床等の仕様基準の対象部位の記載

各部位の構成の記載

部位の熱貫流率 U_i の記載

開口部の性能仕様表の作成例

室名	建具記号	開口部名称 サッシサイズ	開口部の仕様	開口部の性能	
				熱貫流率 U_w	日射取得率 η_w
LDK	AW 1 2階軒先	引き違い 南側 W1650/H2200	アルミサッシ+複層A12(網入t=6.8合) 庇あり	4.07	
	AW 1 バルコニー				
和室	AW 2	引き違い 南側 W1650/H2000	アルミサッシ+複層A12(網入t=6.8合) 庇あり	4.07	
主寝室	AW 3				
洋室1	AW 4				
洋室2	AW 4				

開口部の種類の記載
・付属部材等の記載

開口部の性能の記載
・熱貫流率 U_w
・日射取得率 η_w

※採光面積仕様表に開口部仕様などを記載することも可能

平面図に対応した全ての建具記号の記載

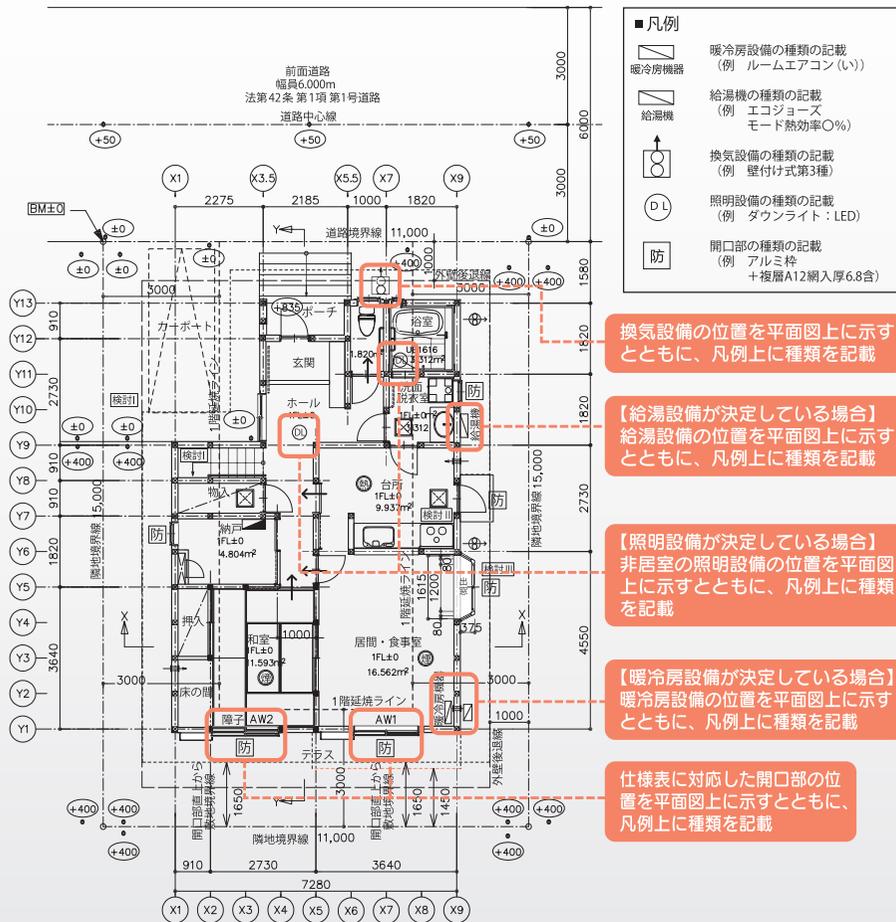
各設備の仕様表の作成例

項目	設備種類	設置箇所	設置設備仕様		備考
設備機器	暖房設備	主たる居室	運転方式	居室のみ暖房	
			種類	入居者設置	
	暖房設備	その他居室	運転方式	居室のみ暖房	
			種類	入居者設置	
	冷房設備	主たる居室	運転方式	居室のみ暖房	
			種類	入居者設置	
	冷房設備	その他居室	運転方式	居室のみ暖房	
			種類	入居者設置	
	換気設備	-	換気方式等	壁付け式 第三種機械換気設備	
	照明設備	便所	LED照明		
浴室			LED照明		
			脱衣所	LED照明	
給湯設備	-	熱源種類	潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)		
給湯設備	-	仕様等	モード熱効率 85.0%以上	参考型番 〇〇社abcd-01	

設置する設備の仕様を記載
・機器種類・運転方式
・熱効率等

複数設置する設備は全ての設置箇所を記載

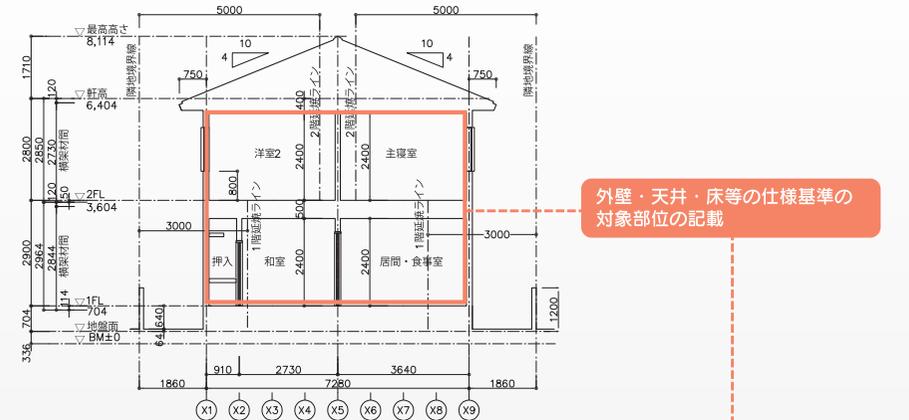
(2) 平面図



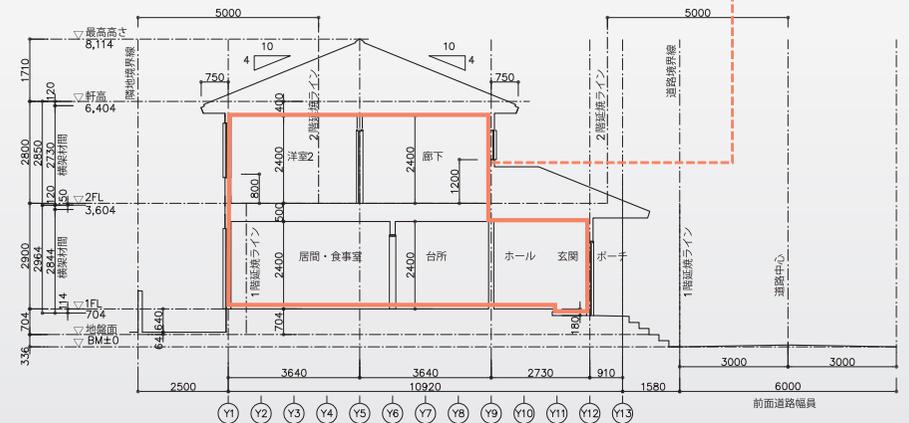
※2階平面図にも設備等の記載をしてください。
完了検査時までに決まらない設備は、明記する必要はありません。
平面図は、省エネ確認用と新2号確認用とを同一にすることも可能です。

■1階平面図 S=1/100

(3) 立面図・断面図



■X-X断面図 S=1/100



■Y-Y断面図 S=1/100

一級建築士事務所	○○○○建築設計事務所	○●○新築工事
一級建築士事務所 ○○知事登録 ○○○○特 一級建築士 ○○○○大臣登録 ○○○○特 建築 次郎	立平面・断面図	1/100 04